資料４

みやぎの運河群連絡調整会議設置要綱（案）

（名称）
第１条　　「みやぎの運河群」とは，築造の歴史的背景がそれぞれ異なる５運河の総称として使用するものとする。（５運河とは，北上運河，東名運河，御舟入堀，新堀，木曳堀の全長約 49km をいう。）

（目的）
第２条　みやぎの運河群連絡調整会議（以下「会議」という。）は，みやぎの運河群の更なる活用に向けた広域的な連携を推進するため，行政機関や民間団体等との意見交換等を通じて，関係機関による情報共有と連携強化を図ることを目的とする。

（所掌事務）
第３条　会議は，次に掲げる事務を所掌する。
（１）みやぎの運河群を活用した広域的な連携の推進に関すること。
（２）関係機関による情報共有や意見交換等に関すること。

（構成）
第４条　会議は，別表１に掲げる機関をもって構成する。
２　会議に招集する民間団体等は，みやぎの運河群沿川で活動している規約や会則を有する団体を対象とし，事務局が選定する。

（議長）
第５条　会議には，議長を置き，議長は宮城県土木部河川課長をもって充てるものとする。
２　議長は，会議の運営を統括するものとする。

（事務局）
第６条　会議の事務局は，宮城県土木部河川課におく。

（会議の招集）
第７条　会議は，事務局が招集する。

（会議）
第８条　会議の結果は，「みやぎの運河群利活用推進会議」へ報告し，助言・指導を受けるものとする。

（会議の公表）
第９条　会議は，原則公開とする。ただし，会議内容によって，会議に諮り，非公開とすることができる。

（その他）
第１０条　この要綱に定めるもののほか，会議の運営に関し必要な事項は，事務局が別に定める。

附則
この要綱は，令和４年　　月　　日から施行する。

別表 1

みやぎの運河群連絡調整会議　構成機関

【行政機関】

	省庁・部局	所属名
国	国土交通省 東北地方整備局	仙台河川国道事務所　工務第一課
		北上川下流河川事務所　調査課
		塩釜港湾・空港整備事務所　企画調整課
	環境省	東北地方環境事務所　国立公園課
県	復興・危機管理部	復興支援・伝承課
	環境生活部	自然保護課
	経済商工観光部	観光政策課
	水産林政部	森林整備課 漁港復興推進室
	土木部	河川課
		港湾課
		仙台土木事務所
		東部土木事務所
	教育委員会教育庁	生涯学習課 文化財課
市町		石巻市，東松島市，松島町，利府町，塩竈市，七ヶ浜町， 多賀城市，仙台市，名取市，岩沼市（関係課室）

※市町は，みやぎの運河群の北から順に記載

【民間団体等】

みやぎの運河群沿川で活動している規約や会則を有する団体を対象とし，事務局が選定する。